

# 施設・設備への投資をサポートします！

★施設・設備投資に係る計画について、町から認定を受けると・・・  
 設置した施設・設備に対し、最大4年間、奨励金を交付します！

町では、事業者の設備投資を最大限促進する方向性のもと、一定の要件をクリアした事業場（施設・設備）を町内に設置する場合に、奨励金（固定資産税相当額20%限度）を交付します。

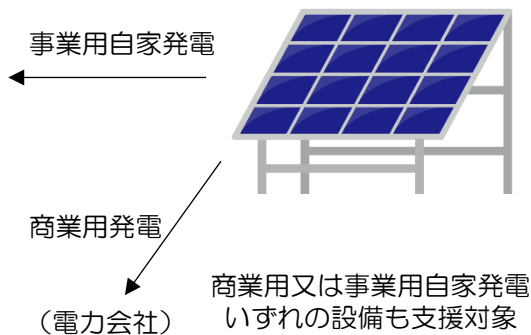
## 1 支援例

例えば次のような施設・設備の設置に対し支援します。  
 （設置とは、新設及び増設を言います。）

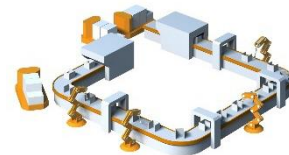
### ①工場などの設置



### ②再生可能エネルギー発電設備の設置



### ③事業拡充や新事業へのチャレンジに資する設備の設置



生産ライン拡充



新事業へのチャレンジ

町 最大4年間、奨励金を交付 （固定資産税相当額 20%限度）		
他制度の特例措置が適用される場合	他制度（過疎法など）の特例措置（3年）	奨励金支援 （+1年）
他制度の特例措置が適用されない場合	奨励金支援（4年）	
事業者が事業場を新設及び増設する場合に、当該事業場の固定資産税相当額の20%を限度として、固定資産税が最初に賦課された年度から最大4年間、奨励金を交付します。 ただし、他制度の特例措置（過疎法等による特例措置など）が適用される場合は、他制度の特例措置を優先的に適用します。		

※ 支援対象となるためには、さまざまな適用要件があり、上記例が必ず支援対象となるものではありません。

## 2 適用要件

奨励金の交付対象となるためには、対象となる事業場等の設置計画を作成し、町へ指定事業者の申請をして、その決定（適用要件の認定）を受ける必要があります。

対象施設・設備やその他の適用要件は次のとおりです。

### ●事業場として対象となる施設・設備

- ・工場
- ・再生可能エネルギー発電設備（事業用自家発電設備を含む）
- ・事業の拡充・新たな業種への参入に資する設備
- ・情報通信関連施設（ソフトウェア関連施設、データセンター施設）、試験研究施設
- ・観光施設

### ●その他の適用要件

区分	事業場 (再エネ除く)	再エネ設備		
		商業用発電 (バイオマス除く)	商業用発電 バイオマス	事業用自家発電
取得価格 (土地除く)	2,700万円以上	5億円以上	8千万円以上	160万円以上
新たに常時 雇用する人数	新設：5人以上 増設：3人以上	1人以上	1人以上(他業務兼務可)	—
その他	地域貢献を実施	地域貢献を実施 現地法人（登記上の所在地を八雲町）		現状の電力使用量に対する 再エネ電力代替率 10%以上

## 3 計画認定に係る申請書類

- ・申請には、次の書類が必要となります。

① 指定申請書

- ② 指定申請に係る関係書類一式（新設又は増設する事業場の概要（建物平面図、設備配置図、施設配置図、位置図）など）

- ・詳細な内容や申請を検討される方は、町ホームページを参照、もしくは、問い合わせ先へご連絡いただき、申請書類を入手のうえ必要事項を記載して八雲町役場商工観光労政課にご提出ください。

### ■ 問い合わせ先

- ・八雲町役場商工観光労政課      0137-62-2116